

基本構想及び基本計画策定根拠

○西和賀町まちづくり基本条例（平成 23 年 9 月 14 日条例第 8 号）（抜粋）

第 11 章 行財政運営

（総合計画）

第 20 条 町の執行機関は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下この条において「総合計画」といいます。）を策定するものとします。

- 2 総合計画は、議会の議決を経て定めるものとします。
- 3 町の執行機関は、総合計画の策定に当たっては、原案を公表するとともに、町民の意見を聴くものとします。
- 4 町の執行機関は、総合計画の進行管理を適切に行い、必要に応じて見直しを行うものとします。
- 5 町の執行機関の政策の立案、実施等は、総合計画に基づいて行わなければなりません。

○西和賀町議会基本条例（平成 22 年 12 月 21 日条例第 23 号）（抜粋）

（議会の議決に付すべき計画）

第 8 条 町が総合的かつ計画的な行政の運営を図るため策定する基本構想及びこれを実現するための基本計画を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の議決事項とする。

- 2 （略）